

○三次市三次町街なみ整備助成事業補助金交付要綱

平成16年4月1日告示第153号

改正

平成21年3月31日告示第55号

平成22年3月31日告示第57号

平成25年3月29日告示第45号

平成27年3月31日告示第118号

平成28年5月26日告示第200号

令和2年3月31日告示第35号

三次市三次町街なみ整備助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三次市三次町の貴重な歴史と文化に育まれた街並みの資源を復活し、かつ、継承していくため、三次市三次町街なみ整備推進事業要綱（平成16年三次市告示第112号）に基づき、建築物等の修復等を行う者に対し、三次市三次町街なみ整備助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) まちなみ協定 歴史的な街並みを活かし、まちの再生を図るため、土地所有者等自らが街並みの景観形成を推進することについて、同意し、かつ、締結したものをいう。
 - (2) 協定区域 まちなみ協定において、その適用対象とされている区域をいう。
 - (3) 協定締結者 まちなみ協定に同意し、かつ、締結している者をいう。
 - (4) 歴みち協議会 まちなみ協定の円滑な運用を図ることを目的として、協定締結者で構成する住民推進組織をいう。
 - (5) 建築物等の修復 協定区域内において、まちなみ協定に従い行われる次に掲げる工事をいう。
 - ア 住宅、店舗等の建築物の新築、改築、増築等の修復及び修景工事で外観部分（道路等の公共の用地から観望できる部分をいう。）に係わるもの
 - イ 屋外にある塀、門、広告物その他の工作物等の修復及び修景のための工事
- (補助金交付対象地区)

第3条 補助金の交付対象となる地区（以下「補助対象地区」という。）は、前条第2号に定める協定区域とする。

（補助金交付対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業は、別表に掲げるものとする。

（補助金交付対象者）

第5条 補助金は、予算の範囲内において対象事業を行う協定締結者に対して交付する。ただし、市税を滞納している者には交付しない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に定める対象物件に係る補助対象事業費用から消費税及び地方消費税を控除した額に補助率に乗じて得た額（当該額が別表に定める当該対象物件の補助限度額を超えるときは、当該補助限度額とする。）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（事前協議）

第7条 補助対象事業を行おうとする者は、事前に歴みち協議会にその計画内容を協議しなければならない。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、三次市三次町街なみ整備助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書（規則様式第2号）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 工事設計書及び図面
- (4) 現況のカラー写真
- (5) 補助金交付対象者であることを証明する書類（三次本通り「まちなみ協定」締結「同意書」の写し及び市税の完納証明書）
- (6) 三次町歴みち協議会への事前協議書の写し及び三次町歴みち協議会からの通知書の写し
- (7) 建物の所有を目的とする賃借を有する者等が申請を行う場合は所有者の修景への同意書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに交付の適否を決定しなければな

らない。

2 市長は、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）を、交付を決定しなかつたときは補助金交付却下通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更、中止又は廃止）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、速やかに三次市三次町街なみ整備助成事業計画変更、中止（廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了報告）

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 決算書（規則様式第6号）
- (2) 実施設計図又は完成図
- (3) 完成後のカラー写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、事業完了報告書の提出を受けたときは、交付決定の内容及び当該条件に適合するかどうかを、必要に応じて現地調査等を行って調査及び確認しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による審査及び確認の結果、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助対象者が提出する補助金交付請求書（様式第6号）により補助金を交付する。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正の手段により交付決定を受けたとき又は市長の指示に従わなかつたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

（補助金の交付の制限等）

第14条 補助金の交付は、同一の建築物等に対して1回限りとし、過去に補助金を受けた建築物等は対象としない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

2 補助金の交付を受けて整備された建築物等の所有者又は使用者は、当該建築物等の保守及び保全に努めるものとする。

3 補助金の交付を受けて整備された建築物等の所有者又は使用者は、当該建築物等について、次の各号に掲げる行為を行おうとする時は、市長の承認を受けなければならない。

(1) 当該建築物の現状変更行為

(2) 当該建築物等の全部又は一部を遮へいする行為

4 別表の7の項の対象物件に係る補助金は、第1項に規定する補助金の交付回数に計上しない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成21年告示第55号）

この告示は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成22年告示第57号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第45号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第118号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月26日告示第200号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第〇〇号）

(施行期日)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条、第14条関係）

番号	対象物件	補助率	補助限度額	摘要
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条 第1項第1号に該当する特殊建築物	1／2	300万円	

2	1以外の住宅、店舗、事務所、車庫、倉庫、物置等の建築物	1／2	150万円	
3	屋外広告物（看板）	1／2	20万円	
4	塀、門（簡易なもの）	1／2	20万円	
5	塀、門	1／2	150万円	隣家と1階軒高をあわせることとし、道路面より1.8m程度の高さを有し、屋根瓦と扉を備えたものを対象とする。扉は必要時以外は閉じて、連たん性を保つこと。
6	その他（市長が特に認めたもの）	1／2	30万円	
7	簡易な改修（空調室外機カバー、郵便受、新聞受、自動販売機、電気メーターカバー、プロパンガスカバー）	1／2	1個当たり1万5千円	補助対象建築物は、既に修景を実施若しくは、既存建築物でまちなみ整備基準を満たしているものとし、この表の1の項、2の項、4の項又は5の項と同時に行う場合は対象外とする。 同一建築物につき4個、6万円を上限とする。 補助対象物の内、電気メーターカバー

				及びプロパンガスカバーについては、本来の用途を阻害しないものとし、家屋に付随しているものを対象とする。
--	--	--	--	---

様式（省略）